

平成 21 年度の予算編成方針（当初予算要求基準）

先般、来年度の予算編成に向け、予算編成方針・当初予算の要求基準が示されました。

島根県では、昨年策定された「財政健全化基本方針」に則り、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間を集中改革期間とし抜本的改革を集中して実行することとしています。

これまでの取り組みで、収支不足は少しずつ改善されつつあります。しかし、まだ現実には相当額の収支不足が残っており、基本方針の目標を達成するためには、今後とも収支改善の努力を行っていかねばなりません。

平成 21 年度予算については、引き続き「基本方針」に則り、財政健全化に向けて、総人件費の抑制など行政の効率化・スリム化、あらゆる分野についての徹底した事務事業の見直し、財源の確保を強力に推進していくこととされました。

様々な方法で徹底的した見直しを行い歳出削減に取り組みますが、「島根総合発展計画」がめざす「活力ある島根」の実現を図るため、安全で安心な県民生活や県の将来的な発展などのために真に必要なものについては、予算の重点配分を行うことにしています。

「平成21年度当初予算要求基準」の概要

(1) 公共事業費

- 国庫補助公共事業費、県単公共事業費については、平成20年度当初予算額（県費負担額）の93%相当の範囲内
- 災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式になじまない事業については、所要額

(2) 部局調整枠

- 一般施策経費については、平成20年度当初予算額（一般財源）の85%相当の範囲内
- 経常経費等については、平成20年度当初予算額（一般財源）の97%相当の範囲内

(3) 個別調整経費

- 重点調整経費
次の分野に関して別途認める事業については、所要額
 - ・産業の振興、雇用の確保
 - ・医療・福祉の確保・充実
 - ・教育の充実、文化・歴史の保存と活用
 - ・中山間地域の振興
 - ・原油価格高騰対策
- 特別需要経費
年度間変動が大きい経費など臨時又は特別な需要に対応する経費で、別途認める事業については、所要額